

入所 施設サービスについて

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 概要

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すればご家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人及び身元引受人(ご家族)の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

医療：介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師及び看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療又は看護を行います。

介護：施設サービス計画に基づいて実施します。

機能訓練：セラピストによる個別の機能訓練もありますが、施設内のすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものとなっています。

生活支援：当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. サービス内容

(1) 施設サービス計画の立案

(2) 療養室 個室、4人室（個室の利用には別途料金をいただきます。）

(3) 食事 朝食 7時30分～8時30分
昼食 12時00分～13時00分

夕食 18時00分～19時00分（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）

(4) 入浴 週に最低2回（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には機械浴槽で対応します。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）

(5) 医学的管理・看護

(6) 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）

(7) 相談援助サービス

(8) 行政手続代行

(9) 理美容 月2回（別途料金）

(10) その他

※ これらのサービスには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくこともありますので、詳細はご相談ください。

4. 利用料金

(1) 基本料金

※ 別紙、「利用料金 基本料金表」入所サービス欄 を参照

(2) 食費（1日当たり） 1,557円（おやつ代を含む。）

※ ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。

(3) 居住費（療養室の利用費）（1日当たり） 個室 1,728円
4人部屋 437円

※ ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。

(4) その他の料金

⑦ 特別な療養室料 個室 550円・770円／日（税込）

※ 上記については、原則として利用者の希望又は利用者の急変により個室対応が必要となった場合においても身元引受人の了解のもといただくこととなります。

① 理美容代 実費

② 冷蔵庫使用代 実費

③ その他（日常生活品費、教養娯楽費等）で、特別な費用は実費をいただきます。

(5) 支払い方法

毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の20日までにお支払ください。お支払いいただいた後、領収書を発行いたします。

お支払い方法は、現金、銀行振込、口座引落しの方法があります。入所時にお選びください。

5. 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

名 称 大分県厚生連鶴見病院

住 所 大分県別府市緑丘町12番1号

・協力歯科医療機関

名 称 鉄輪歯科クリニック

住 所 大分県別府市鉄輪東6組

6. 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「施設利用に関する連絡先等の届出書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

7. 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会は面会簿に記載していただきます。
- ・外出、外泊は事前の手続が必要です。詳しくは職員にお尋ねください。
- ・飲酒は施設長又は施設医師の許可を受け、所定の時間と場所でおとりください。
- ・施設設備、備品の利用は故意に器物及び設備を破損しないことと、許可なく器物、その他を施設外に持ち出さないこととします。
- ・所持品、備品などの持ち込みについては職員にお尋ねください。
- ・金銭、貴重品の管理は原則として施設では行いません。扶養者の方でお願いいたします。
- ・外出、外泊時の施設外での受診は許可なくできません。
- ・ペットの持ち込みは衛生管理面上お断りしております。

8. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓等
- ・防災訓練 年2回

9. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は控えていただきます。

10. 要望又は苦情などの相談

当施設には支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

要望や苦情なども、支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、所定の場所に備えつけた「ご意見箱」をご利用いただくほか、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

連絡先：
・シェモア鶴見 老健事務課 0977-23-7113 (内線8417)
・別府市介護保険課介護保険給付係 0977-21-1463
・大分県国民健康保険団体連合会 097-534-8475 (苦情相談専用)

11. その他

当施設についての詳細は、パンフレット及びホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.ok-chezmoi.com/>